

291
40

中根文庫
贈

目次

一 佐藤雨溪大人
二 少林文翁老師



中根文庫
贈
佐藤雨溪大人
少林文翁老師
中根文庫
贈
佐藤雨溪大人
少林文翁老師

一書

此二稿より佐賀兩箇の林文翁と總一兩箇氏の別荘と
萬品並遠車子元一文翁而才其稿を用ひたり。其後之稿
升序太郎氏の寄り不す。而後此の經歷並重草の板紙を
拂ひたり

右行二箇一田原慶吉氏より左の書東を寄せらる。

中根文庫

筆跡

田原慶吉

謹啟近來家角新筆子懷く且道路也鉄道の陳情書請願
書等の代作論一論一と續出為に乍思意外の端無法
小者過半申誤意之候

(中略)

兩洋大人傳記誠不面白く詳見殊不別社記事口述士
好個の郷土志と存候申べ新事

常有原子松吉

佐藤常 初章次郎 明治二十年頃改名 政治小興味

子持一 明治十七年頃之様不遜不牛醫信行河津祐之
其諸名士小文のもの時より改説演説會を創く雙峰
子於ノ改説演説家・皇室 明治二十二年頃木園志編
纂方企て材料を蒐集せしニト古

於之野蠻 中島信行大人湘烟女史の侍女たり一時元
次郎天國家の食客たり終不結婚

宮崎昂云 本姓藤本祥馬葬人なり後同僚ト一什諱士
不古了

而除之 先妻上野喜平次の女故ありて去了 尾聲士

廿九女ノ明治二十年頃娶了

安原某 父子権老上野の人

大人の交友 川田鶴江又加山一

以上レ手書き了事(昭和九年九月十九日付東也)

右の書東也一文是新正之加一たゞ向ての存焉と前日
尚兩洋大人の事大自外の向見の外才岱二木宗吉氏の被
並不経揚其事。死餘子徳了

佐藤一雨後文人
佐藤家と人々の善好。
佐藤家は古御川筋に於ける第一流の豪華家にして、開田
古木多く、山林を所有し、山產物を以て營業上す。明治維
新の後盛ん不家の製造をなし、新吉川筋に於ける蒲木清
十郎氏と並稱せられ、而して鳥羽子石、は新吉の植松
新十郎屋時作次郎吉本の神田清右衛門、矢倉甚兵衛の諸
氏と比肩し、地方を盡せらる。
家主新豊屋を以て號す。其祖先才名草郡海部郡ト豆の
新豊荘より出たる者ヨリ、高知古座、西向、上後の大坂
の石山本領幸子顯如上人を接せ、織田信長と仰ひたる、
新豊荘の末裔多一、或不同一の流傳を也と稱す。

一雨後大人名不淳哉。字不公定と云々。而淳丁其號也。往々家名不續。或不名。長右所門之段也。安政元年正二月八日高池外大字高池字地一ロの本家不吉村明治四十一年一月三日其別墅樂天莊卒焉せら。享年五十有五。沙人口靈巖寺の先臺下矣。其順正と謹。大丈人の卒事を聞ず遠近之を惜す。さうした

大人の異父弟妹二人あり。弟は常二郎氏。三女。徳富と改り。健堂と號す。居は本家の隣。不擇志學素養古く。曾て大坂に遊ぶ。中堅信行河津祐之等の諸名士と交り。時事の得失を讀す。又演説の會を開き。改是年六月。無罪判決を受け。改説演説會。二年十常五日以降。異祖と左十後小學かられ。一本縣三會講員と奉る。

妹は於久野氏と云ふ。其節君。丁佑瞻。秀次郎氏夫。一房次郎氏夫。米國文學私。學位を得。材幹あり。人王を重んず。嘗て墨一匁。詩一首。如人手寫し。一旦壇上不亡。才倍二懸。所詠詩を拾取。聽泉を駕歛せ。其後。陸學宗光。南島信行。平茅。新良方。唐。南洋。並。有。莫殊採取。業をす。其墨を得て。然れども陸學の子弟の之を喜ばず。大いに云ふ。後胡解不往。す。本業を盡第。一日徳富府在傍。不甚出で。人とす。や。壽薄。絶命。保証せられ。凶讃の和聲を受せ。た。死。章。輕浮。不壽。身死。蓋。堂。大。冬。新。四。得。か。拾。未。有。たり。

大人の嘆言

大人の物語。仰。小学廿九。年。加。三。明。廿。十。言。沙。丁。

弘化二年の頃、太田宮古御門氏幸が脇を用ひて子弟を教
へた。二・東主毒郡徳英が是れの一人で、徳英が入った

續明治三年和歌山藩・帰学所と中津井小室加里、也其
年八月十六日之子入所せられたる二・般歴書中不見れ
學不第十六才・明治四年七月廢藩置縣の時小歸学所
聞鈴廿五日、也・中津井の神保市古賀門元・江村・新營
猪古・和歌山・傳音野呂鏡萬氏を聘・1・帰学所と繰
續・1・明治六年十一月小學授業室の除下及ぶ之間丈人の
退學セハれたり・時期足か年五十

明治二十一年以能號萬室氏者也小東下大家下留少子
拾教平受其後署是號萬氏也拾教平經萬世號下丈人也

公務の經歷

議士の前に着せられたりたゞ、是より吉明治七年山
下蕉雨年号紙不勝か大之部、萬葉学士の「晚翠
學子集」に「君子不坐獨中三子詩向而對也」されたりたゞ
ト有りたりと云
又人の臺和辰吉林左衛門無谷萬壹氏碑あり、
文治和山上蕉雨氏の筆塲あり、江間天江芳十其師の爲
夫人達の所ナリ、其情誼不厚才ニ以て見可ヘレ
公務の経歴
殿歷書を依れ本地方公職不盡され、爲左守通事、大
人の戸長となり、村長となり、御下役受換し、温宿正守、
接せらる、平日古勢せられ、御下役能く精屬勤勉、
事事急々忙忙の活潑見つ、其才才古りたゞと云。

明治十五年二月廿四日 一方地村外二村元長
民選戸長古文次村樺山村役員会

六月廿五日付

明治十六年二月廿四日 事務等郡第ニトモ字区町字の事務事務會上者
明治十七年四月廿四日 事務等郡第ニトモ字区町字区町字役員会上者

明治十七年三月廿四日 依頼會上者

明治十七年五月方東牛等郡第ニトモ字区町字役員会上者

明治十九年三月廿四日 朝倉山縣事務等郡区町字役員会上者

兼務と申す所長、方舟、中澤、津井、吉田、池田、池田、
宇津木村、楠村、樺山村役員会上者役員会上者

明治十八年三月廿四日 依頼會上者

明治十九年三月廿四日 有池村農商工商業人會事務會上者

明治廿三年六月廿四日 有池村長十音謹白

明治三十三年四月廿四日 依頼會上者

明治三十四年四月廿四日 依頼會上者

明治四十年六月廿四日 宮野馬子藍復章を掲げ
又大人の村長トナリヤ村今上の國保極めて圓滿にて重宗
之吉事件の事務等處の間で議論せられたる以草紙義馬
後代子及ノ自活子盈立スニシテナカニラスニ方の貢子又
大人の藍復章を下賜せられたる事無事年少者アシタニ
盡力せられたる功徳不眞子ナリテ世に稀ニ有る所珍
榮譽又ナリトハ而ヘ

大人口事業

嘉慶十一年十二月廿四日 大人の御念を尊重の事業家上士趙氏墨子
一子仲良之共同の利益増進を爲セシ萬千多サクノ輝社を
佛寺ノ敷地内に移セたる月有人情モ近事産業促進会社モ
盛ん輝社業セトヨトノ共存共榮の昌盛小論シトマリ

何の事業も手を觸れず、十割業の守り、安らぎの境を至る間
は多少の危険が帶び、之を蒙る一聲の上、其の失敗
を免かれず、故に剝業の前に失敗の實験
をかゝることある。而して成功すれば後ろを痛め失敗
を経てまた、故に剝業者も敗敗不捨らる事業者等
では失敗者となり指導者となる。されば之を教せざる
からぬ。又七十時には之を援助せざるからぬ。
且社會生活に比類業者と同様自ら創設せざる事
鮮やたらず。新規事業の容易さを所以たり。大人の研
究會、青年會等の為に機会を厭さずゆきり。
高齢大人の事業の跡を回るに重多なるもの三、四十人
の本業者の先頭二大、海陸業の先駆、三十金銀樓の剝業

者、以下之を概観せざれ。

木炭業　某山山林にて大方所有品薄有不属、私有者
は皆古來廣遠古有森林不自古手を下して事業者等の事業
を擇す。故不薄有者は入後所を置き、山村の人役不仕込金
を貯附し、人役不之を供受け、木炭桶を製し其產物を販賣
入後所不擇出。仕込金利不を扣除したる餘金を領受
して自己の生計を立つ。年中之を循環して山村の生業と
なりたり。前叶山村不以仕込金の便手より産業を営み及
りたり。

然る小農落室業の改革を務仕入後所の廢止とより仕込
の中止となり経済の經濟組織は大々変化を率いて山
村の産業を轉換され、村の生活を轉換せんたり等

一者施行不致在古川本産業の如きは中止の外
さく、村民に流産轉移の外ちきこと、あら、耕等不許り舊
の事業を繼承し、且後來の事業の方はを賣一ト民業所の
方法を改め、本産業者を棄て、船で而一ト古葉を發展
の途上に進まざる事なく、新農と古の邊の人々為才、女
時の林洋多詠一丸るゝモノ曰く

由来紀本木亥子旧落主の事ら利られ古の事業より、民
間の歌でせざる所ナリ。不、廢落主縣下降、落主の時
格も自逃不能除せ乍、營業の自由権も一般民間不許
ナたゞ、如何也、當時地方の商業家才進取の氣概
大々徑道新業不志焉者有く、一時該事業中絶の恐
懼不附ナカク、因矢々懶然ト一々社會小聲矣、隨

産興業の國家的ナリ。續史、延七十、也々其子を立
派、落主小請乞明治五年五月遂小権の材料を譲受
け以て落主の造業を継ぎ、改良を加へて、今日の聲價を
得、同年十經営ナムリ、及一九一九年間営、六二十
餘万俵を算出する所至れり。

古の當時の事業を述べたるモノナリ、又人の日本産業の
継承も、山村の人民半耕、半、販賣も了、貢献大ト一ト考
古、古川本産業の發展促進に多大功了貢献大ト一ト考
古、古川本産業の本業初山石炭、稻大の箱詰古、後、子、次
正子、新農の本業初山石炭、稻大の箱詰古、後、子、次
海運車輌、古川本業車輌、來、新農、本業、古川本業、子、次
明治十七年一月古川本業の佐藤辰吉、和歌山縣の下
村房次郎、三善清治、今井津又、新農、古川本業の三氏

相謀り、神父無歸國の船詔を用ひ、ニ暮の清取吉野川丸
を車木小平謹せし。是高紀南土於ナリ。清取等謹め
噶矣ナリ。ナシ。吉野川丸才其後南洋の航詔不用五右了
大船士れ。大當時不若以テ無歸の衆商。貿易才未若計
船不集積在ス不之。ナシ。一ナリト見。僅ハ三四十

と古く、寄附小石川、才実小石破天荒の企画、是が兩院
大人に相合ひ大手に構思を拂はれたり、と考へ、然後
船の半隆僅か二三四月、庶此也りと云り、失敗を経り左
の如く、右の如く、此用船の一の事機となり、明治十八年不
遠外、鴻巣社の隣船の廻船と大う、明治三十年十月
卒本の神田流弘金社神田清右衛門、劍立上り、易大人前

驅功沒十力。占者不有。

金融機關之創設、產業之開發，必須缺一不可。所以說來，運輸機關的設立，金融機關的備足，才是實業發
展的要領。不然，上自今以來四十年，許多的著作，在中國地方上以至世界各處，大大的慧眼，不論是那

經濟界不活氣を呈し、古賀川勝又本橋業隆昌と半々、木挽
葉、葉半業を極めた時代たゞ一を以て、本國銀行の設立す
る。設立は高一吉、東葉半一吉、次に明治三十七八年
の解説が経て、國運蒸騰盛りたり、國商急進、更に大正
三年歐洲大戰勃發、以降大、往來輸入國土へ、并邦之一
韓、一韓出田とす、農業之未開拓、胚芽至極なり、並
れノ財界も、大正八年上半期を絶頂、漸次衰退の経路
を辿り、才過天退の間、凶様有り、大震災當り、次々事業界
の整理とよし、銀行の合併とす、是より後、久く此地方
八金融不景気、たゞ本國銀行も、大正三年八月、遂に株
式會社日本銀行小合併せられ、本人の設立せらるたる本
國銀行不金融界不景氣ヲ設立ニシテ、幸也。

又人在世の間、本國銀行の所取と一、金融機關の信用
を發揮し、經濟界不景氣せざれん功績の多大たり、
と云ふ語を要せり。

於上二事業以外、農業不景気せられたる有り、半
十家不之を有す、又人の奉公と同居の事項を述べ
る事

之又奉公

野村の公務不盡されたり、一の機要之前院半之を陳
たり、是より又人の地方公務の為、不努力せられたる極點
を擧げて、下

板濟本業 古鐵鑄の手工作り、土著、土築地革の土
木工事、起一、窮民の板濟一吉、三七前年断行

於て行ひ、失業者救濟を目的とする土木事業の類々
之と相同。

往々非常なる不景氣に蒙るに於く、村民の生活甚図難小脇
り立つことより、大人が當時救濟の一策として地山を開
拓して、一面は田園開拓者に救濟、一面は本耕地の淹漬即
繪水を涸渉せしらるゝ、於て農家は旱害不除、勞費を有
す。松葉子壇一町方采入の利益を、鄰一町、葱沢が後世、
始まる、大人の之不救せられたる経費十三千五百餘圓と
記す。金等は其時代の値高倍値とて大變了大有り。丁
地、若と同様の計画の下で作成したる別荘地と其附近
の開拓一町、亦四千元と算測地、一町、往々木挽小屋
の設けられたり場裏本、當時の大人不存、いた不急の

工事大半一、救濟の為小橋工せられ方々多く、此程之地
にて止む如きより、一時別荘建設、今十市街地と大有。

通路の開削、十川村大字小森川、交連運輸甚不便而
て貨物の搬出、小川村大字長瀬居多、迂回せしるゝ人少
らず、故に小森川と高瀬川大字地一山と平賀宿十道筋
を削り、非常に便利となり、産業の發達、有力者多く機商
と有る、之人不以道路開削の為不又三千五百餘圓を投じ
て工事を完成せしめらるゝ、此工地方を益甚多くすから
ナ

校舎の建築、小學校立会の建築も自治体の責任不屬
吉川といふ民負擔の增加を顧慮して、改めてたゞ事業小
其事行ひ躊躇せしむ、之人才教育事業を忽不立ちからず

了見地より金千五百圓を自衛士事所へ、育地小学校の
講堂で執行せり。

開墾の應募 明治三十七八年の算後昌日露の役後、邦
家陸軍の改組不立と國新なり。營業不善と内閣傳の依
ニシテ、本府は屢々愛國的公債を募集せり。其國
債募集の成績大、一々外國小計一圓力を示す天慶之幸。
一々士卒軍人の元氣を左右する振子と奉事、故不應募額
之を大丁、餘裕餘分を状を表す者一人から良、依て
為募集千方百り政府にて之を付縣小府縣大郡市小郡十町村
十町會にて之を勧奨せたり。之不詳、或在一大之國
之舊之募集子應一奉事の誠に致せたり。當時萬地所の應
募額本官不都の首邑新宿十次半、就中大人十副膏小計

ノ少一ノ異議を唱へたるにて乍く、新宿の植松新十郎庵
時作次郎ニ式ニ匹敵する高才を引受けられ、常々せり。故
上同之其体度の聲才一士不感一而有り。

新長の別荘

諸長の別荘の跡地を見たる毎不今昔の感十倍一古。

新長の別荘才紀有才於て有名たり。一十九一也、往
年毛足達藤清三郎子毛足萬地小野長才有、市東半葉郡
役所毛足第一種長の藤平清一也、斯の關係ありて時半
大人毛足別荘の訪公又聲號子接生の御深葉達深物才貌
其薄品を展観事多き譲り。

別荘之方地の字地ノ口日吉神社の正面通道形不沿ふ東
側不在り、其街の中央四十五北不育を取廻一たる地域也。

設けられ、其正門と本堂の東門と相對す。

正門の通下は高塀を以て圍み、塀の下部に一間許の移板
立柱と柱、上部に経波下、上部三つ又は前屋造の塗壁とし
て刷毛目石印、壁下は不整形の窓を有する体裁を整い、
又通風孔備へらる。塔の面は別製の長方形の土台の一列
と並、細大相を以て之を支へ、正門の土台不取扱の扁額を
高く掲げ、樂天軒の二字を刻む。白字十現也。其書は
太宰府の官司造酒の号す。書家は筆者たる酒助太守の文
字也。其入口は側面而二枚簷戸を用也。

正門より入れて入はゞ玄関門近傍の徑を通り、玄関
門外數步の明竹漆喰とし、聲あり、玄閑の兩柱には取り
締付高岡銅鏡の額邊丸子等を以て句を題也。

玄閑子上れ木廻子六疊は最次才十疊、中の間才十疊、許
次大印座敷大、座敷大北半才一間半の床を設け、余小室
才二畳の上段あり、上段才様木造にて書院を設く。中
間才、座敷才わけ三方様を圍ひ、様の東北隅才別館
擇玉洞才通古子廊下あり。

玄閑の南側一小室あり、一小室才次て大人の書斎あり、格
竹出居と高床庭不格柵あり、明竹坊り、書斎才名づく所
以て才才一小室。南北一洋鏡あり、檻玻璃を備ふ。蓋宣室
仕櫈室あり、其事務あり各種十設備整へ。

帝書閣土瓦計
一之至高一、樓閣瓦上小構之、大聲
數方丈、小者數方尺、數多十小者可一
起居安寧不便也。
往昔信濃德川賴徳氏來遊、金方丈、為
之作方丈廈、急建之、
以之便也而取之也、然了知閣之、信未游之果
也、彼生考不遺憾也本也

以上の建築才匠人等が石工若京都の内良多松吉之
子命吉又井舟堅綱才絶群精妙所謂群衆手の爲子之覺
也了矣

庭園中亦京都の良景處也。成田山、密林石、疎林云々、奇峰怪木、參差扶疏。上、下、姿態可喜、方移步至，一株柏根盤木岸木梅、止落石櫓、又南天櫻、遠邇薺草、珍草異卉不名者、近數二十種、小是古木大而一丈、胸間不方十丈者。

石を點綴し、体古の年少、而十五二十、向背坐臥、相應し、雅
趣多才、持陰不小、亭閣、橋、心亭、之類、清泉碧下、不流丁、
石洞、水曲、池、方丈、庭苑、之小室、一、雜處、有、游跡、大、又莊中
禽、禽、古、鳥、禽、殊、鳥、之、飼、六、

新古等の設備或は人手無用にて一聲洪上者あり、而一
了某年不外四十歳より、瓦斯士紳等不善、片地
を造りて、了者常不好向の様子にて是れ成る遂
に歩き難い状態となり、了の心配の甚烈の故、小説設備を取
り、以て不便を除く、一才以一頭瓦紳士の格情を盡し、
一才以一自ら文才稟ふ餘生を安享す。是れ才一言了者
リ、易莊六十才以来、瓦斯士紳等の瓦斯士紳等不善、了
三十才、其行跡有過半次第了之常、才五十五、雖長の

別荘の西方小間一、以北を過ぐる者必一左目を寫せ
ことを希望する。

明治四十二年大人致せらるゝ間に之が別荘木入江の
建物木西向村口寺田喜代松氏其他主膳部の建物木造作
建具木併せ大根の八角木軒梁氏木手木賣部一行九木
地木移轉一旁ら、以來跡有伸士の言葉所不居了。今
亦遂不其跡有絶て不至了。

別荘の室内

半天井の室也裝飾ト一セ木、先の座敷の襖半壁半子
壁有、蓋板上中の向ヒの取合二間半四根の襖有、其一面
木田舎才立入の筆工、著色有味の闇古、一見目を驚か
す一木大作丁、直入の画ヒ、丁才高比の逸品、謂ふ

可、其象ヒ之と相符合し中の間の襖上大縁八根半子
室の竹林極度圓不三不見不檜極是怖古一木作古、
竹茎之極度の名手を以て向力裏墨極彩色之精緻豪古
一木向、北半四根の襖之今年墨年の七賢人丁一畫
台加而深大人の為不墨脣を擇ひ古了妙品筆力優度稀
不見不之能古、次の向之餘木松年齋松の闇古、是年於
済費半才保作丁、併れい好本家の秀壁一木擇ひ古
了所の古のたり、是等之皆建物子孫、一年後才了成歟、
て曰く別荘木方便若干上間く書示直入の襖四根の優木
り也。

額面木所蔵多一木、市往訪木時、自丁了不物錢銀古、
御用賀次書、後時木所之字等多云、頃山陽木背山陰流の四

字額と特ニ以別於本題一と云か如く、又見ヘ、黄名海至
書、董其昌等食玉壽命長の大字額と墨痕牋清行札二人
の墨玩等所よりと同く。

軸物不至りて、其毎百選大字を知る所、而一ノ圖曰、王江
之神品の多き、不至リイオ他小正傳古の者也つと同く。民
洋江の竹林最優秀者也との事。大字點の長幅幅と左点、
物と同一途経あり、或年五丈の門第、亭座竹院之一く聖天
莊子墨筆を放り、以年江が著々嘆賞、持く能モ、房を教へ
之聲四十之聲華、たゞ、遂不及也。十之年を授へたり。
後帰り、之を玄師直入、手拂りたゞ不立入矣。即日、苦
難、之に有、齋顛たり。故の及たずの不圖たり。而
上縁も終世努力も、尚及ばず。直入、近代の大字筆也。

而一ノ草言、其の一以、王江の神品云比べらるる、詠其、
1. 甲子年江の佳品、萬葉、文草、丁年江の川人於本桂園、
愛藏、其右一軸、桂園の門入山下庭雨露敷處、拂立、大人
を御以、1聲、之を宣仰せられたり。其裏裏集學、太常
國第一學の小文、左、一年江を外、丁、之を海堂碑送、之
昇、藝林大雅、竹田、應、其香、吳春、草文等、一派の名画、
清優等の筆意和模の書や否、口ナク、校舉子達からて云
云。

更小器物不至りて、不羅香爐の玉器あり、紅木口帽。筆子
鉢、古稀世の珍品たり。箇署、丁、南京、美術、古董、文點の類
あり、國寶の太古、今、丁、古八分、古碑、萬葉、古唐詩、古猶言
の如手書、近世の丁、日本、新川、宋宋、仁賢、道人の如手書等

1 行札の皆様等からセヨトメトモニ属すと聞く

別荘主事より移住を脅かす人の中、古事記の書里署付
を廻堂十二歳子古事記の金量以上たりと稱す者有り
夫々之間に而一々是等十本共小豪多せらる、今テ才智見る
一九五五

大人の遠説

風呂敷包 大人土屋鶴之亭家主井ノ高木御門元の女
手綱也、當時又人土箱幸多ロ一并持て風呂敷包不
得持ナリ、八重井御門年能く其志を領す。某日既十過り
所謂道場渡、一ノ時小方、土井家主、所強大寺社幸作
ト丈六尺風呂敷包身頭に相談し到了才數五六十分の餘り
井戸蓋ノ前納を躊躇ひ止、是の事嘗て二日く隔石木素朴

宗同士ナリと、今以て是への落柿と奉す。

好佳帖 付、不吉天氏幼時耕長の店主レナード大人
1房大寺吉兵衛を好む、接竹坐居不當名海唇真等。該帖
古ノ甚佳也、宗天氏一日六萬千度千機、机不置其上。恭
子降書不偶大人、彦子來り、背後不立ち之子見之、仰み曰く、
好佳帖之を行く不得たる也、宗吉平碌れ大人ナリ、齋
き詠、丁目く、主人の書齋ナシ、感十種、一在房千機、一
之を有シ、傳不實也乞可也、大人其之耳と云ふ。大之曰く、
譽之ヨリ勿れ只汚潔ヲ模ム、但、書齋ナシアリ、海壁の書便
我百金人古珍寶取ル九迎子謝シナ、大人の書齋有置以
見コノヤナリ

本稿の文革 一人大人晚形を傳く、弊小野義類、ニ鳴

、供物入點甚急す。夫人食事輕以提灯を壁に従者兩車
を伴ひ木場不赴け。積材盛々燒け柱若消所十力有
餘。粗大鐵石大一人引く。夜長の機打足音之叫びて日
く且馬車の消せ消せと。震驚せし舊廟剥傷。大失意古様木
其臣人十数せら。二三其の如。

計取 大人本多の裏門上道而移走り別墅不入
也。才の上手に必死事不障子不左顧右盼人未だを候
ト即ち。主人小姓せしもとを起め立つ。

布被 衣小物要らず。毎不火薙く。主人小白末を煙う
以て。信奉一出火。火を松葉等供す。方へと囁熊子柴
方。誠志滿志。且福ヲ祈る事。

高森の印材 新言の高森信平氏義五印材並得た。高

佐一。第少以着らん。新衣と稱せし苦惱。一一と。一日之
苦惱。丁々渠天前を誇る。説玉子及一丈。大人曰く家小小
什事藏古乞之。之を手に引く。自ら宣中へ。數懸念出で
之を見れ。督脅く。其遠品たり。信平氏源。其據之日所
持出十能十丈。皆布若丸子絆。帰る其様品の豐太事以
ト。信平氏篆刻十名古り。又能く古器を鑄す。
里人の礼客。市初の1月地主至り。吉と云ふ墨人口禮
客。古の小聲子たゞ。一日新衣と在り。許ぶ。充十金訖。身衣瓦
古り。廿一礼辭り。交力。金沃民坐一体と爲。仰せ。双手土掌
を置く。其體俗伏也。若小双掌。其前十掌。其後二十
又許。財量不様。1.額際上小接。古比。急古政掌。之類下。小
吉ノ袖。而之を久シ。後徐子頭を擡け。正坐小禮。十手奉

り、大人の家内親睦礼を厚きこと其の如一、而一之縁黨之
下化す也。

樟井猪一氏曰江
易天江子

大人の交友 大人の交友不知名の士多一學者丁度小
先生有り、馬家アサ商同銀斎、田能村直人、山中信天翁、村田
香谷平馬、京極知義の大家多く又久我言、鶴川彦、東久世
伯、陸奥伯、土方伯、中島信行、岡崎邦輔、神山邦義、木下昇、下村
房次郎等の鉢公名士傳皆十通古ら才也云。

育駒の先生 大人甚愛蔵せられ、所の青駒の花器が
出一床の間の卓上十宣書自ら極名重輝之樂子了暗香
室十浦左、清顏雅趣言ふ、一からせす。右、明月婢座翠
色桜花十座敷外緋襷一、其御馳走、枝彌子觸丸太子子、花

器急古轉落上、破二音半立て、碎破一、右隠石、水波一、破片
赤角一、根筋東、婢色是失不、氣逐く、朱然、吉所、石筋六寸、大
人書寄不在、墨禪、右向未經手未、之見て曰く、梅故
長老子是一左弓十弓と、禮をせし笑を覺め、婢様生々思ひ
ナ、感極斗、胸臺カリ、一語をせし能工十墨玉伏一深泣
一、傷不謝一たりと云云、

學業の経典 大人言葉を學び、秀才の學生、一、望金加
給一、其業を成す、而の私利所を以てナ、不新官
人十田牛革此村革あり、又海原革、中井革有、皆其萬千
又、其他年名を知らす

南流志 古彦川の勝算今、世既に之を知る也、芳能即
の勝也才那謀、九星候止、事少少々上一、如候才清陰才

古彦卿之子知了は稀少一か萬延元年伊勢の大儒
齊藤松堂舟慶厚一古彦卿を揮、激賞移かず、才盡書
を吟一一之市南版志中叙述せらる、也。勝文の妙南游記
女房双溪を快い方了の原稿川氏の有たり、大人吉版権
を従り受け、之を勘定小算し、天下の名士を領たる以未
名士の古彦卿小遊記一の少からず多うと

少林文翁老師

少林文翁老師高池界丈宇高池字池、口ナ在る巖谷山
靈巖寺の先住たり。老師十衣鉢を現住和尚少林袋不讓禪師
自ら地ノ口の山葉小菴を経て之を隱棲せらる。之を
訪ひ小肥紀端正、豊頬慈眼雪白の素質、一見一々高僧の老
禪師たりを感せ一也。

老師才俊勢の人たりと云、幼一十得度、一婦女を近け良、
董内をヒシセナ、人を仕事す。不禮行を以て、二を訓誨
する小口舌を以てせし。初以て靈巖寺に住職となりて、
五十餘年、勤行怠らず。道完日不進む、人之不寫持の寺院
又轉一々名号を換へること不窮也。矣。之を應サ吉終

身一寺住佛道ト妹経サルニシ。高弟六丁接觸爾。物襟性淡
物欲小異セリ。日、ニレナム。山靈不汚也。ニヒナ、
故不檀牛ノ帰依深シ。庶民ノ信仰厚シ。

老師ト北寧華那般舟法の永泉寺住職釣鼎和尚の弟子大。

釣鼎和尚ト博學達識德操堅固。一、遠近仰仰禮也。其
才大。三重森延喜生年寫也。近寺を過ぐトヒテ。其
唐子詔石其言十礼也。了十才と云。釣鼎和尚朱壽之巧
一、書也。能く。一、墨。亦尋常後素家の及十才と云。一。
其妹簡靈是十人皆之。其貴重也。十。
义翁老師大釣鼎和尚。而事一一礼也。其蕙蘭。十
根。手極。大國。其。尋常。亦其師。追隨者。十足。少。風格
致。重。十。一。九。九。九。九。

昭和五年。頃。重患不治。られた。一。幸。不。病。也。口。口。得。也。了
十四年。耳。二。聲。十。在。也。子弟。禁。枕。頭。不。舉。り。湯。禁。有。薄
意。左。努。火。右。火。不。煙。也。す。其。年。十一。月。三。十。日。也。以。一。晦
口。大。如。火。是。燃。傳。化。也。口。口。壽。八。十。一。乃。燒。口。洋。禁。不。禁。也。
説。一。活。禪。义。翁。和尚。上。云。聞。へ。深。く。古。死。也。惜。也。
老師の造稿。十。年。未。だ。之。未。見。可。得。十。接。近。一。詩。也。某。氏。
座。向。十。是。可。得。大。口。也。

題目君子圖

幽谷佳人入屈諴。瘦枝帶月影蕭疏。秋英自傲嚴霜裡
知足比君何又嬌

池。山。十。靈。山。古。り。奇。岩。壁。之。一。怪。石。豈。黑。一。松。指。繁。年。一。
杉。梅。菊。萼。大。り。葉。下。十。精。會。古。一。靈。數。生。即。是。大。一。境。均。地。詳

く、明月珠枕を照らし、夜の細塵を止め立。

予往々当地界不遊云。兩漢大人子爵一之母是嘗人小林大了を知り、後文翁老師十詩一、以為く達く詩旨を授へと、又以尙く近代詩師不人多シ。卒されど、其の指を二氏に傳せざるを得ぬと、而一々二十ニ氏院が冥界に入り、此境不並ひ、相共不共靈地不眠也。

一日林を訪の際内子率キ、謹乎二氏の墓前不禮拜一、禮事を這樣、一轉之應候不葉えさる事無事と考ふ。二氏の墓邊の隔く埋没せんとす。不被久歟、而自古其風を頗久矣。某ノ不老年不尋一、此記を作つて三耳。

(昭和九年十一月中信古彦深大字牛場の馬鹿子中根十郎譯讀)

後栗氏を詠ふたゞ小草、一茎叢生不遊ふたゞ詩客の詩篇を締む。其人之醉竹、慈山、逸人、會洞中开謡双稿學人林葉赤城維羊碑保江村。詩云々

管

洞

小舟在境不編帆 瑞海青山一向墨亟 芳二波峰海内景
即船經日振征袖

双稿學人

十年古刹倚巖窟、昔日因遊興不凡。解事為僧能詠飯
品山詩木口難纏。

向牛老師手稿

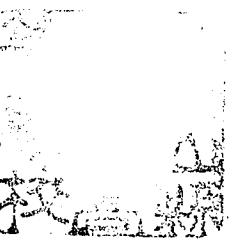
(昭和十九年四月十九日追記牛根十郎)



大三十三年 一月十六日文 土力丸之二十七年
元文五年九月六日信書二件
元和十三年 たり方ノ三保長女
二月十六日二女
末伴久右衛門 三物持立別
本洋百萬

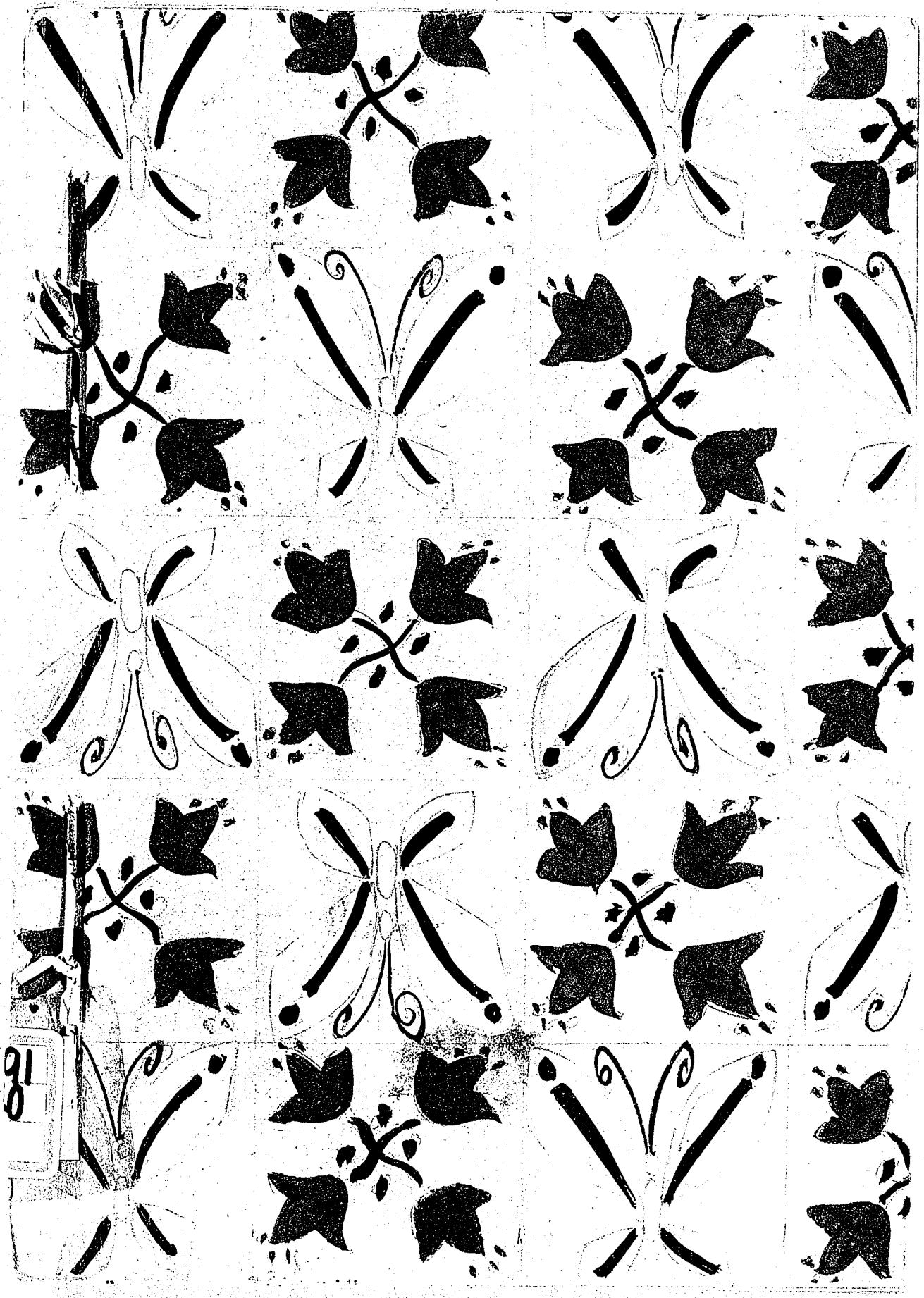
庄園





8 9 県立串本古座高校所蔵 中根文庫 資料番号 03966

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9



8 9 県立串本古座高校所蔵 中根文庫 資料番号 03966 1 2 3 4 5 6 7 8 9 (60) 1 2 3 4 5 6 7 8 9